

長崎県内の特定行政庁・建築主事の所管区域について



2022年7月22日更新 [このページを印刷する](#)

長崎県内の特定行政庁及び建築主事の所管区域は、下表のとおりです。

窓口部局名	住所	電話番号	所管市町名
長崎市 建築指導課	〒850-8685 長崎市桜町2-22	(095)822-8888	長崎市 (建築基準法第4条第1項の特定行政庁)
佐世保市 建築指導課	〒857-8585 佐世保市八幡町1-10	(0956)24-1111	佐世保市 (建築基準法第4条第1項の特定行政庁)
島原市 都市整備課	〒855-8555 島原市上の町537	(0957)63-1111	島原市※1 (建築基準法第97条の2第1項の特定行政庁)
大村市 建築課	〒856-8686 大村市玖島1-25	(0957)53-4111	大村市※1 (建築基準法第97条の2第1項の特定行政庁)
平戸市 都市計画課	〒859-5192 平戸市岩の上町1508-3	(0950)22-4111	平戸市※1 (建築基準法第97条の2第1項の特定行政庁)
松浦市 都市計画課	〒859-4598 松浦市志佐町里免365	(0956)72-1111	松浦市※1 (建築基準法第97条の2第1項の特定行政庁)
五島市 建設課	〒853-8501 五島市福江町1-1	(0959)72-6111	五島市※1 (建築基準法第97条の2第1項の特定行政庁)
長崎県長崎振興局 建築課	〒852-8134 長崎市大橋町11-1	(095)844-2181	西彼杵郡
長崎県県央振興局 建築課	〒854-0071 諫早市永昌東町25-8	(0957)22-0010	諫早市及び大村市 (大村市の窓口で扱うもの以外)
長崎県県北振興局 建築課	〒857-8502 佐世保市木場田町3-25	(0956)23-4211	平戸市 (平戸市の窓口で扱うもの以外)、松浦市 (松浦市の窓口で扱うもの以外)、西海市、北松浦郡及び東彼杵郡

長崎県島原振興局 建築課	〒855-8501 島原市城内1-1205	(0957)63-0111	島原市（ 島原市の窓口で扱うもの以外 ）、雲仙市及び南島原市
長崎県五島振興局 管理・用地課 建築班	〒853-8502 五島市福江町7-1	(0959)72-2121	五島市（ 五島市の窓口で扱うもの以外 ）
長崎県五島振興局 上五島支所 管理・用地課 建築班	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷578-2	(0959)42-1141	南松浦郡
長崎県杵岐振興局 管理・用地課 建築班	〒811-5133 杵岐市郷ノ浦町本村触570	(0920)47-1111	杵岐市
長崎県対馬振興局 管理課建築班	〒812-8520 対馬市厳原町宮谷224	(0920)52-1311	対馬市

※1：建築基準法第97条の2第1項による建築主事の権限

- 長崎県知事の許可を必要としない建築物・工作物のうち、次のもの
 - ・法第6条第1項第四号に掲げる建築物
 - ・煙突：6m超10m以下(法第6条第1項第四号に掲げる建築物の敷地内に築造するもの)
 - ・広告塔：4m超10m以下(法第6条第1項第四号に掲げる建築物の敷地内に築造するもの)
 - ・擁壁：2m超3m以下(法第6条第1項第四号に掲げる建築物の敷地内に築造するもの)

※1：建築基準法第97条の2第4項による特定行政庁の権限

- 法第42条第1項第五号
- 法第42条第2項（幅員1.8メートル未満の道の指定を除く。）
- 法第42条第4項（幅員1.8メートル未満の道の指定を除く。）
- 法第45条
- 法第68条の7第1項（同項第一号に該当する場合に限る。）
- 上記の建築基準法第97条の2第1項による建築主事の権限のうち、次のに掲げる事務
 - ・法第85条第3項及び第5項
 - ・法第86条第1項、第2項及び第8項（同条第1項又は第2項の規定による認定に係る部分に限る。）
 - ・法第86条の2第1項及び第6項（同条第1項の規定による認定に係る部分に限る。）
 - ・法第86条の5第2項及び第4項(同条第2項の規定による認定の取消しに係る部分に限る。)
 - ・法第86条の6
 - ・法第86条の8（第2項を除く。）
 - ・法第93条の2

このページの掲載元

[建築課](#)

郵便番号 850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

電話番号 095-894-3091

ファックス番号 095-827-3367